

# 秋田米(業務用・輸出用)の取引拡大に向けた商談会開催業務委託仕様書

## 1 業務の目的

国内における米需要の減少や流通構造の変化により産地間競争が激化する中、本県が米主産地として秋田米ブランドの持続的な発展を図るためには、業務用市場における販路拡大と実需者との継続的な関係構築が重要である。

本業務は、県内生産者等と首都圏等の中食・外食事業者との商談機会を創出し、新規取引の創出及び取引拡大を支援するとともに、県産米の品質・特長を効果的に発信することにより、安定的な需要確保と中長期的な商流の構築を図ることを目的とする。

併せて、輸出関連事業者との商談機会を設け、県産米の輸出取引の創出、取引拡大の促進を図る。

## 2 委託期間

契約締結日から令和9年2月26日(金)まで

## 3 委託業務の概要

1の目的を達成するため、4の業務の内容に掲げる事項を踏まえ、会場選定、準備から開催までのスケジュール調整、商談の設定、連絡調整及び当日運営等、「令和8年度秋田米商談会」が円滑に進行するための全ての企画運営業務を行うこと。

### 【令和8年度秋田米商談会 開催概要】

- ・開催時期 11月 平日午後(半日) ※日時は秋田県と協議の上決定する。
- ・開催場所 東京都内
- ・実施内容 ①事前マッチングによる個別商談  
②自由商談  
③秋田米PR
- ・生産者 県内の生産者等(個人、法人、卸等) 20者程度
- ・実需者 首都圏等の中食・外食事業者、輸出関連事業者等 目標 50社以上

## 4 委託業務の内容

### (1) 事前マッチング等の実施

次のア～ウにより、生産者と実需者のニーズを事前に把握し、希望に合う条件(銘柄・価格・数量・栽培方法等)での事前マッチング等を行い、商談成約率の向上及び生産者と実需者の結びつき強化を図ること。

#### ア 生産者の募集

- ・県内の生産者等(個人、法人、卸等)を対象に、募集及びとりまとめを行うこと。
- ・参加に際しての連絡調整を行うこと。
- ・事前マッチングに向けて、各生産者の希望条件を十分に把握すること。
- ・商談シートの作成等、円滑な商談に向けて生産者のサポートを行うこと。
- ・営業力向上に係るセミナー及び参加に係る説明会を開催すること(オンライン可)。

#### イ 実需者の募集及び招致

- ・首都圏等の中食・外食事業者、輸出関連事業者を対象に、募集及びとりまとめを行うこと。
- ・申込数が目標に達するよう、類似業務の受託実績を踏まえた効果的な方法により募集を行うこと。
- ・申込数が目標に達しない場合は、秋田米に関心があり、今後の取引が期待できる事業者を招致すること。
- ・業界のニーズや社会情勢等を踏まえ、集客に効果的な企画を実施すること。
- ・事前マッチングに向けて、各実需者の希望条件を十分に把握すること。

#### ウ 事前マッチング

- ・把握した生産者及び実需者の希望条件に基づいて、商談成約率の向上及び生産者と実需者の結びつき強化につながる事前マッチングを実施すること。
- ・必要に応じ生産者及び実需者から要望や意見等を追加で聴取すること。
- ・事前マッチングは1生産者につき4実需者程度とし、マッチング結果及びその理由を県に提出すること。また、当事者である生産者及び実需者にも連絡すること。
- ・希望条件に合う相手方がいない場合は、秋田県と協議の上、新たな生産者や実需者に参加を打診し、可能な限りマッチングの成立を図ること。

### (2) 商談会の実施

次のア～エにより商談会を実施すること。

#### ア 会場選定、設営・運営等

- ・開催に適した東京都内の会場を確保すること。
- ・実施に必要な設備、ブース、その他物品類等の設置及び終了後の撤去を行うこと。
- ・会場レイアウト、当日の運営方法や案内板等の計画を秋田県に提示するとともに、協議により決定した最終の計画に基づき着実に実施すること。
- ・説明資料、配布資料等、運営に必要な資料を作成すること。

#### イ 個別商談の設定

- ・事前マッチング結果に基づき、当日の商談スケジュール(商談相手や時間などを含めたコマ割り等)を構築すること。
- ・当日、会場において管理・調整等を行い、円滑な運営に努めること。

#### ウ 自由商談機会の提供

- ・事前マッチングによる個別商談以外に、自由商談の時間を設け、生産者と実需者との交流や商談の機会を提供すること。
- ・当日、会場において管理・調整等を行い、円滑な運営に努めること。

#### エ 秋田米PRの実施

- ・県が発行するパンフレット等を参考に、銘柄の特長が伝わる紹介パネル等の制作を行うこと。
- ・秋田米商材の魅力を効果的に発信するため、炊飯・調理した秋田米の試食等を提案し、実施すること。提供する米の銘柄は出展者の要望等を踏まえ、秋田県と協議の上決定すること。
- ・試食の提供に必要な資材等の準備及び手配を行うこと。消毒用品を配備するなど、感染症対策に配慮すること。

### (3) 商談会終了後のフォローアップの実施

#### ア 生産者

- ・アンケート調査を行い、商談の成果等を把握すること。
- ・調査は進捗状況を把握するために、商談会終了後の11月と1月の2回実施し、集計及び考察を行った上で県に報告すること。

#### イ 実需者

- ・アンケート調査を行い、本商談会及び秋田米に係るニーズ等を把握すること。
- ・調査は商談会と並行または終了後に実施し、集計及び考察を行った上で県に報告すること。

### 5 成果報告書

業務完了後、実施結果を踏まえた実績報告書を提出すること。

### 6 契約に関する条件等

#### (1)再委託等について

- ア 受託者は本業務の全てを第三者に再委託し、または、請け負わせてはならない。
- イ 受託者は本業務の一部を第三者に再委託することができるが、その場合は再委託先の概要と責任者を明記し、再委託する業務の内容を事前に書面にて提出し、県の承認を得るものとする。

#### (2)業務の履行に関する措置

- ア 県は本業務の履行につき著しく不相当と認められるときは、受託者に対してその理由を明示した書面により必要な措置をとるべきことを要求する場合がある。
- イ 受託者はアの要求があったときは、当該要求に係る事項について決定し、その結果を要求のあった日から10日以内に県に書面で提出しなければならない。

#### (3)権利の帰属等

本業務により制作された成果物の著作権(著作権法第27条及び第28条の権利を含む。)は全て委託者に帰属する。ただし、疑義がある場合は、協議の上、定めるものとする。

#### (4)機密の保持

受託者は本業務(再委託をした場合を含む)を通じて知り得た情報を機密情報として扱い目的外の利用、第三者に開示、漏えいしてはならない。契約終了後も同様とする。

#### (5)関係法令の遵守

受託者は本業務(再委託をした場合を含む)を履行する上で、著作権、肖像権や個人情報を取り扱う場合は、関係法令等を遵守すること。万一問題が発生した場合は、受託者が責任を持って対応すること。

#### (6)その他

本仕様書に定めのない事項については、秋田県農林水産部水田総合利用課と協議の上、決定する。